

銚子労基署たより

令和5年3月1日発行
銚子労働基準監督署

管内で複数件の死亡災害が発生しています

(1) 管内の労働災害発生状況

銚子労働基準監督署管内(銚子市、旭市、匝瑳市、東庄町)における令和3年の労働災害発生件数(休業見込み4日以上)は190件(新型コロナウイルス感染症によるものを除く。以下同じ)と過去5年間で最多となりました。また、銚子監督署では令和4年の労働災害発生件数の目標値を133件以下としていましたが、令和5年1月31日までに届け出られた件数は166件で対前年比21件減とはなったものの、目標の件数を大幅に超過してしまいました。

現在、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画の策定に向けた検討が進められていますが、事業場の皆様におかれましては、労働災害の防止に向けた取り組みを引き続き積極的に進めていただくようお願いいたします。

業種	令和2年・3年(確定)				令和3年・4年(令和5年1月末)			
	令和2年	令和3年	対前年増減	増減率(%)	令和3年	令和4年	対前年増減	増減率(%)
食品製造業	32	33	1	3.1	34	27	-7	-20.6
[水産食品製造業]	17	14	-3	-17.6	15	15	0	0.0
繊維・繊維製品製造業	1		-1	-100.0			0	0.0
木材・家具製品製造業		1	1	0.0	1		-1	-100.0
紙等製造・印刷製本業		1	1	0.0	1	1	0	0.0
化学工業	4	9	5	125.0	9	11 [1]	2	22.2
窯業・土石製品製造業	1	4	3	300.0	4	2	-2	-50.0
鉄鋼・非鉄金属製品製造業		3	3	0.0	3	1	-2	-66.7
金属製品製造業	14	8 [1]	-6	-42.9	8 [1]	7	-1	-12.5
一般機械器具製造業	1		-1	-100.0			0	0.0
電気機械器具製造業	2	3	1	50.0	3	1	-2	-66.7
輸送用機械器具製造業			0	0.0		1	1	999.9
電気・ガス・水道業			0	0.0			0	0.0
その他の製造業	6 [1]	2	-4	-66.7	2	4	2	100.0
小計	61 [1]	64 [1]	3	4.9	65 [1]	55 [2]	-10	-15.4
建設業			0	0.0			0	0.0
土木工事業	8	7	-1	-12.5	6	3	-3	-50.0
建築工事業	16 [1]	9	-7	-43.8	8	9 [1]	1	12.5
[木造建築工事業]	3	2	-1	-33.3	2	1 [1]	-1	-50.0
その他の建設業	4 [1]	9	5	125.0	9	7	-2	-22.2
小計	28 [2]	25	-3	-10.7	23 [0]	19 [2]	-4	-17.4
運輸業	9	19	10	111.1	17	15	-2	-11.8
[運輸業]	7	17	10	142.9	15	15	0	0.0
陸上貨物取扱業			0	0.0		2	2	999.9
小計	9	19	10	111.1	17 [0]	17 [0]	0	0.0
農林業	6	7	1	16.7	7	5	-2	-28.6
畜産・水産業	6	4	-2	-33.3	4	11 [3]	7	175.0
商業	18	30	12	66.7	30 [1]	18 [1]	-12	-40.0
[小売業]	16	21	5	31.3	21	14 [1]	-7	-33.3
運送業	10	7	-3	-30.0	7	5	-2	-28.6
保健衛生業	54 [1]	31 [15]	-23	-42.6	31 [15]	94 [72]	63	203.2
[社会福祉施設]	50 [1]	17 [5]	-33	-66.0	17 [5]	56 [40]	39	229.4
接客接客業	13	2	-11	-84.6	3	6 [1]	3	100.0
[旅館業]	5		-5	-100.0		1	1	999.9
[飲食店]	8	2	-6	-75.0	2	3	1	50.0
[ゴルフ場]			0	0.0		1	1	999.9
娯楽・と畜業	7	6	-1	-14.3	6	4	-2	-33.3
上記以外の事業	10	10	0	0.0	9	14 [1]	5	55.6
小計	112 [1]	86 [15]	-26	-23.2	86 [15]	141 [11]	55	64.0
合計	222 [4]	205 [15]	-17	-7.7	202 [15]	248 [11]	46	22.8

(2) 高所からの墜落による死亡災害が発生しています!

令和5年が始まり、管内では高所(足場)からの墜落による死亡災害が発生してしまいました。

足場からの墜落・転落災害は、労働安全衛生規則に基づく墜落防止措置の不備により発生しているものが、ほとんどを占めています。

そのため、確実な墜落防止措置を実施することが必要不可欠です。

厚生労働省が作成しているリーフレットでは、足場からの墜落・転落災害の防止に当たって、足場に関する作業段階ごとの留意事項をまとめていますので、参考に安全な作業を行ってください。

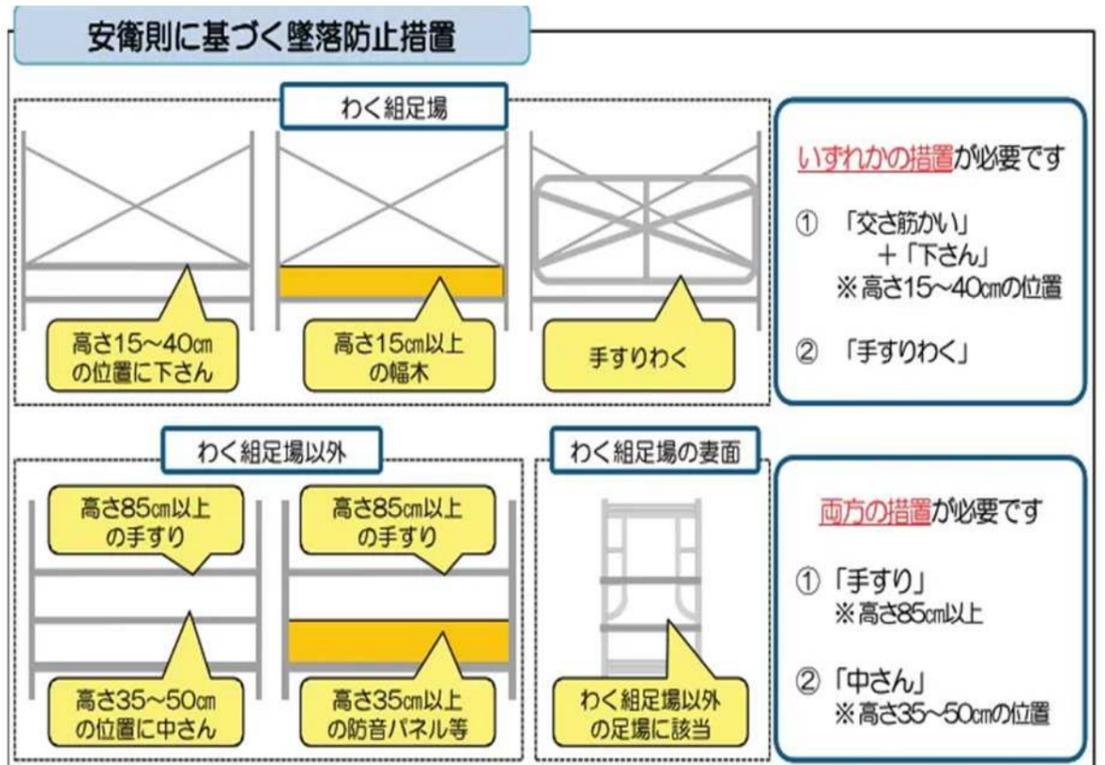
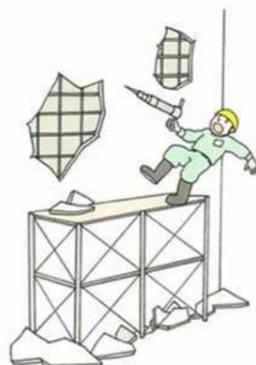
厚生労働省「職場のあんぜんサイト」では災害事例も掲載しています。労働災害の未然防止にぜひご活用ください。



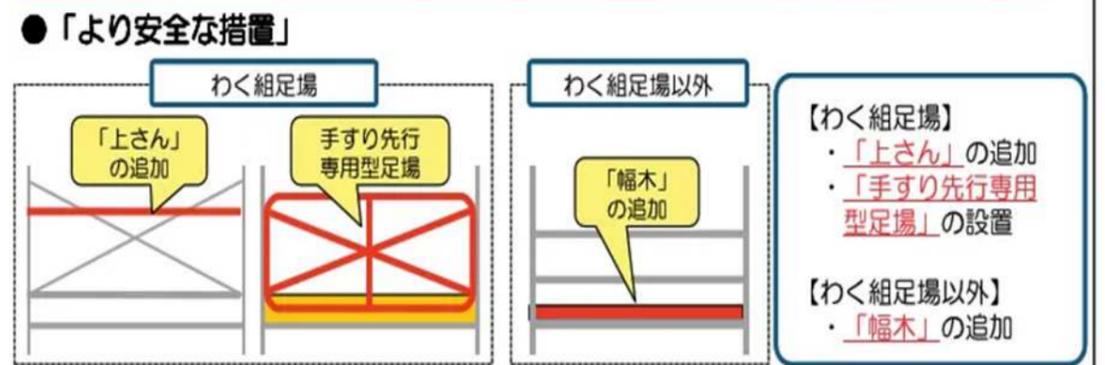
< 足場リーフレット >



< 職場の安全サイト >



安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等



(3) 貨物自動車への巻き込まれによる死亡災害が発生しています！

令和5年が始まり、管内では、貨物自動車の後退時に誘導員が巻き込まれる死亡災害が発生してしまいました。

貨物自動車後退時の事故の多くが、後方の確認が不十分だったために発生しています。様々な安全対策を行い、後方の確認を十分行った上で後退させるようにしましょう。

このような災害の未然防止策として、右のような工夫を行っている事業場もあります。参考にしてみてください。



Check 2

対策例 2

後退時編

福岡市の夜間ゴミ収集での後方確認の工夫

夜間のゴミ収集では暗い場所での安全確保に加えて近隣への騒音配慮が不可欠です。福岡市の委託業者ではバックカー車の後部に2つの集音マイクを装着して、車両後退時の「オーライ」等の掛け声が運転席に伝わりやすいシステムを使っています。このシステムが使われるようになって10年くらい経つそうですが、もはや安全対策には欠かせないそうです。市販のバックモニターにも集音マイク付のものが有りますので、トラックの後方確認ツールとしての活用が期待されます。



後方の状況を確認しながら作業者が発声する



左右2か所の集音マイクが掛け声をひろう



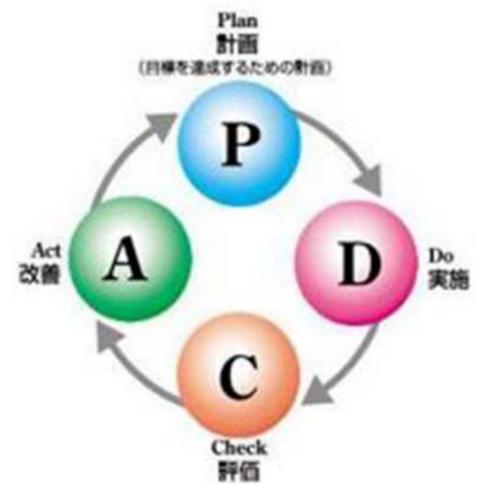
運転席のドライバーに確実に聞こえる

(4) 年間安全衛生管理計画を作成しましょう！

労働者の安全と健康を確保するためには、労働安全衛生関係法令に定める事項を確実に実施するとともに、各職場では自主的な安全衛生活動を展開する必要があります。各事業場におかれては、年間を通じた実効性のある『安全衛生管理計画書』を作成するとともに、労働者の協力の下「計画 - 実施 - 評価 - 改善」(PDCA)という一連の過程を実践し、安全衛生管理のレベルアップを図ってください。

千葉労働局ホームページにおいては、製造業・建設業・第三次産業における年間安全衛生管理計画参考様式や、作成例を掲載しています。ぜひご活用ください。

<参考様式>



(5) 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

これまで猶予措置が取られていた、中小企業の皆様におかれましては、2023年4月1日から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が、50%に引き上げられます(2023年3月31日までは25%)。

中小企業に該当するかどうかは以下の表でご確認ください(以下の表に該当しない場合は大企業で、すでに法が適用されています)。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

併せて、就業規則の変更も忘れずをお願いいたします(労働者10名未満の事業場を除く)。

厚生労働省が作成しているリーフレットでは、詳しい解説や助成金等各種相談窓口のご案内を行っています。ぜひ一度ご確認ください。



<リーフレット>

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%